

『循環関連産業による資源循環の促進に向けたガイドライン 再生品の安全性確保編 令和6年3月』 正誤表  
 下記ページに誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

ページ数	誤						
P10	表 3-1 受入基準設定の考え方 【土壤環境基準（溶出量）】						
	項 目	区分	再生資源として想定される産業廃棄物				
			i 非熱処理系 (主に有機物) 汚泥（無機性・有機性） 家畜糞尿 動植物性残さ 建設系廃木材（解体材、廃木 質ボード等）	ii 非熱処理系 (主に無機物) タイル・レンガくず・廃瓦 繊維補強コンクリート 再生ガラス・鋳さい入りアスフ アルト舗装材 廃アスコンから 建設系混合廃棄物 軽量発泡コンクリート（A L C） 廃石膏ボード（無機性汚泥 （石膏分を含む））	iii 熱処理系 (無機物) 燃え殻・鋳さい (各種スラグ、鋳物砂を含 む) バイオマスボイラー焼却灰		
	溶出量基準						
	カドミウム ※	重金 属類 等	0.003 mg/L以下	○	○	○	
	シアン化合物		検出されないこと	△	△	△	
	有機りん		検出されないこと	△	△	△	
	鉛 ※		0.01 mg/L以下	○	○	○	
	六価クロム ※		0.05 mg/L以下	○	○	○	
	ひ素 ※		0.01 mg/L以下	○	○	○	
	総水銀 ※		0.0005 mg/L以下	○	○	○	
	アルキル水銀		検出されないこと	△	△	△	
	P C B（ポリ塩化ビフェニル）		検出されないこと	△	△	△	
	セレン ※		0.01 mg/L以下	○	○	○	
	ふっ素 ※		0.8 mg/L以下	○	○	○	
	ほう素 ※		1 mg/L以下	○	○	○	
	ジクロロメタン		揮 発 性 有 機 化 合 物	0.02 mg/L以下	△		
	四塩化炭素			0.002 mg/L以下	△		
	1, 2 - ジクロロエタン			0.004 mg/L以下	△		
	1, 1 - ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下		△			
	1, 2 ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		△			
	1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg/L以下		△			
	1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg/L以下		△			
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		△			
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		△			
	1, 3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下		△			
	ベンゼン	0.01 mg/L以下		△			
	クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L以下		△			
	1, 4 - ジオキサン	0.05 mg/L以下		△			
	チラウム	農 薬 類	0.006 mg/L以下	△			
	シマジン		0.003 mg/L以下	△			
	チオベンカルブ		0.02 mg/L以下	△			
	ダイオキシン類	その他	1,000 pg-TEQ/g以下		△ <sup>注4</sup>	△	

表 3-1 受入基準設定の考え方【土壤環境基準（溶出量）】

P10

項目	区分	溶出量基準	再生資源として想定される産業廃棄物			
			i 非熱処理系 (主に有機物)	ii 非熱処理系 (主に無機物)	iii 熱処理系 (無機物)	
			汚泥（無機性・有機性） 家畜糞尿 動植物性残さ 建設系廃木材（解体材、廃木質ボード等）	タイル・レンガくず・廃瓦 繊維補強コンクリート 再生ガラス・鉱さい入りアスファルト舗装材 廃アスコンから 建設系混合廃棄物 軽量発泡コンクリート（ALC） 廃石膏ボード（無機性汚泥（石膏分を含む））	燃え殻・ばいじん・鉱さい（各種スラグ、鋳物砂を含む） バイオマスボイラー焼却灰	
カドミウム ※	重金属類等	0.003 mg/L以下	○	○	○	
シアン化合物		検出されないこと	△	△	△	
有機りん		検出されないこと	△	△	△	
鉛 ※		0.01 mg/L以下	○	○	○	
六価クロム ※		0.05 mg/L以下	○	○	○	
ひ素 ※		0.01 mg/L以下	○	○	○	
総水銀 ※		0.0005 mg/L以下	○	○	○	
アルキル水銀		検出されないこと	△	△	△	
P C B（ポリ塩化ビフェニル）		検出されないこと	△	△	△	
セレン ※		0.01 mg/L以下	○	○	○	
ふっ素 ※		0.8 mg/L以下	○	○	○	
ほう素 ※		1 mg/L以下	○	○	○	
ジクロロメタン		揮発性有機化合物	0.02 mg/L以下	△		
四塩化炭素			0.002mg/L以下	△		
1, 2 - ジクロロエタン			0.004mg/L以下	△		
1, 1 - ジクロロエチレン			0.1 mg/L以下	△		
1, 2 ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		△			
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg/L以下		△			
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006mg/L以下		△			
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		△			
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		△			
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002mg/L以下		△			
ベンゼン	0.01 mg/L以下		△			
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下		△			
1, 4 - ジオキサン	0.05 mg/L以下		△			
チラウム	農薬類		0.006 mg/L以下	△		
シマジン		0.003 mg/L以下	△			
チオベンカルブ		0.02 mg/L以下	△			
ダイオキシン類	その他	1,000 pg-TEQ/g以下		△ <sup>注4</sup>	△	